

2018.7
Vol.17

高槻市成合南土地区画整理準備組合 ニュースレター

なりあいみなみだより

勉強会を開催しました！！

『組合運営ルールについて』

組合の設立認可後の第1回総会では、当地区の組合運営のルールとなる「5規程3基準」を皆様で定めていただく必要があります。第1回総会でこれらの議事が円滑に進むよう、以下のとおり3回にわたり勉強会を開催させていただきました。

○第1回 4月21日(土) 10時～

出席者：15名

主な内容

- I. 5規程3基準の概要
- II. 5規程の内容について
- III. 今後の組合スケジュールについて

○第2回 6月9日(土) 10時～

出席者：15名

主な内容

- I. 3基準の概要
- II. 土地評価基準と換地設計基準の必要性
- III. 3基準の内容について(土地評価基準、換地設計基準)

○第3回 6月16日(土) 10時～

出席者：15名

主な内容

- I. 3基準の内容について(土地評価と換地設計の演習、損失補償基準)



第2回の様子



主な質疑内容

(質問) 5規程3基準ってなに?なぜ組合で決める必要があるの?

(回答) 組合運営のために必要なルールが5規程で、土地の評価や換地を定めるために必要なルールが3基準です。これらは定款で総会での議決が必要と定めています。(詳細は同封の資料をご覧ください。また、いつでも事務局にお問い合わせください)

(質問) 規程や基準を組合が定めるにあたって、なにか参考になる物はあるの?

(回答) 国土交通省の監修による基準案があり、その基準案を基にして、成合南地区に相応しくなる様に編集し、総会で決めていただきます。



『共同売却・共同借地について』

土地利用意向についてはこの夏に確定して頂く予定としていますが、その中で共同借地と共同売却をご希望される方を対象に、今後の土地区画整理事業の進捗に合わせて実施が必要な取組について事前にご理解いただくために、「共同売却・共同借地」の勉強会を実施しました。

- 第1回 5月19日(土) 10時～
出席者：15名
- I. 共同借地について
 - ・地権者法人設立の手続きの流れ
 - ・地権者法人設立の実施スケジュール
 - II. 共同売却について
 - ・共同売却に関する長所と短所



第2回の様子

- 第2回 6月30日(土) 10時～
- 【第1部 共同売却】出席者：14名
- I. 共同売却に関する長所と短所の主な内容
 - II. 共同売却地権者の会の規約素案について
- 【第2部 共同借地】出席者：10名
- I. 共同借地に関する長所と短所の主な内容
 - II. 地権者法人設立準備会の規約素案について



※改めて内容をご確認されたい方は、事務局までご連絡ください。

事務局からのお知らせ

1月20日(土)の第4回総会以降、権利者の皆さまと面談させていただき、本同意を頂いてまいりました。また、併せて関係先との協議状況も踏まえ、6月29日(金)に土地区画整理組合設立認可申請書を高槻市に提出しました。

今後、高槻市で公告・縦覧等の手続きをとられた後、組合設立認可される予定です。認可時期がわかりましたら、速やかに第1回総会の開催を案内しますので、引き続き組合運営へのご協力をお願いします。



この度、6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震や、7月5日からの大雨により被災されたみなさま、またご親族におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

何かお困りごとがありましたら事務局までご一報ください。可能なかぎり全力で皆様のお力になります。

■発行：高槻市成合南土地区画整理準備組合

■事務局：高槻市紺屋町1番1 グリーンプラザ1号館4階

TEL：072-604-0297 担当：神谷(じんたに)、早坂(はやさか)、北野(きたの)